

下関市立大学大学院経済学研究科委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 10 号

改正 平成 23 年 3 月 24 日規程第 18 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院学則（平成 19 年下関市規則第 2 号）第 5 条第 3 項及び下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 19 年規程第 3 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき研究科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了について意見を述べること。
- (2) 学位の授与について意見を述べること。
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、学長が定めるものについて意見を述べること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べること。 (構成)

第 3 条 委員会は、研究科に所属する本学の専任教員をもって構成する。

- 2 研究科長は、必要と認める場合は、委員会の議を経て、前項に規定する者に加えて研究科長が指名する大学院研究科担当教員を委員会の構成員とすることができる。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は、研究科長をもって充てる。
- 3 委員会の副委員長は、委員長の推薦により定める。

(委員長等の責務)

第 5 条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、第 2 条に定める事項について意見を述べるにあたっては、議決を要するものとする。

4 会議において議決を要するときは、出席者の過半数（他に別段の定めがある場合を除く。）をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員会）

第7条 委員会は、委員会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される専門委員会を置くことができる。

（議事録）

第8条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、学務グループ教務班において行う。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議により委員長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日規程第18号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規程第34号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。